

閲覧用

令和 7 年 4 月 25 日

第 4 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和7年 第4回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金曜日）午後4時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員6名 合計15名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

半 澤 壮 都

事務局主事 阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

5. 会議概要

午後3時55分 開会

○事務局長 高橋正志君 はい、皆さんこんにちは。（「こんにちは。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思います。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和7年第4回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく申し上げます。

○会長 長山清市君 はい、皆さんこんにちは。（「こんにちは。」の声あり。）

大変ご苦勞様でございます。今日はいま局長の方からあった様に歓送迎会という事で、このような時間となりました。一つよろしく申し上げます。またこの間までは花見で大変忙しい時期でしたが、今度はいよいよ水田農家だけではなく、農作業に対しても非常に忙しくなる時期になりましたので、一つ健康・身体に注意しながら、また農業委員会の活動にもご尽力頂きます様お願い申し上げます。今日は歓送迎会という事もありまして、スムーズに議事進行をさせて頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 長山清市君 まず始めに本日は全員出席でございますので、農業委員会に関する法律第27条の第3項の規定を満たしており、この総会は成立している事をまずご報告致します。よろしくお願い致します。

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」でございますけれども、1番委員の大宮孝則さんと2番委員の角田真由美さんをお願い致します。（「はい。」の声あり。）

次に「会期の決定」でございますが、本日1日としてよろしいでしょうか？お諮り致します。

（「はい。」の声あり。）

ありがとうございます。異議なしという事でございますので、本日1日と決定させていただきます。

続きまして日程第3「議事」に入ります。本日の議事は議案第1号及び2号となっておりますので、よろしくお願い致します。それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 阿部智也君 はい。第1号議案「農地法第3条の規定にも続く許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、新寺字東。地目が台帳及び現況が田。面積が509㎡。その外4筆ございまして、合計田5筆、面積が1,916㎡となります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、農業経営の充実を図る。権利の設定又は移転の別としまして所有権移転。対価総額又は賃借料は60,000円、10アール当たり30,000円になります。移転時期は許可日。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 長山清市君 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる

権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 長山清市君 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

続きまして第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。よろしくお願いします。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 阿部智也君 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字南桜町。こちら地目が台帳宅地、現況が畑となっております。面積 463.21 m²。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、居宅建築し、永住する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しましては、居宅建築 113.13 m²、駐車場 3 台分。工事時期と致しまして、令和7年5月30日から令和7年11月30日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 長山清市君 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原桜郵便局の北東の住宅地であり、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。隣はまだ畑が残りますけれども、耕作していない状況であります。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われます。皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 長山清市君 はい、どうもありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で、許可相当と致します。大変ありがとうございます。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 阿部智也君 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、字広表。こちら地目台帳が畑、現況が宅地となっております。面積が 253 m²。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、居宅建築し、永住する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しまして、居宅建築 55.48 m²、駐車場 2 台分。工事時期が令和7年6月1日から令和7年12月31日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

- 議長 長山清市君 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木利弘委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表のケーズデンキとセブンイレブンの間にある畑で、何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺には田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。
- 議長 長山清市君 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「はい。」の声あり。）
- はい。ございませんという事で、これから採決を致します。第2号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。
- 次に進行番号3を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 阿部智也君 はい、進行番号3・東部地区。申請地と致しまして、字新上谷前。こちら地目台帳及び現況が田となっております。面積が1,096㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光パネルを設置する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しましては、ソーラーパネル132枚設置。工事時期が令和7年6月1日から令和7年7月30日。農地区分が第2種農地となります。以上です。
- 議長 長山清市君 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、小笠原委員。
- 小笠原良一委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は宝泉寺西側で、平坦であることから問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。特に問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。水田と隣接していますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 長山清市君 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。はい、角田委員。
- 角田真由美委員 これって両側はまだ田んぼですよね？
- 小笠原良一委員 田んぼです。
- 角田真由美委員 ソーラーパネルは、他の所みたいに高くして、何かあった時に爆発する事のない様にしますよね？
- 議長 長山清市君 はい、事務局説明お願いします。
- 事務局係長 半澤壮都君 はい、ここは特に土地とかは上げないはずですよ。
- 角田真由美委員 上げないの？
- 事務局係長 半澤壮都君 はい。周りではもう太陽光に変わっている箇所がありますが、特段土は盛っていなかったなので、同じ様に施工されるかと。ただその分逆に足は長いので。
- 議長 長山清市君 足を長くして建てるのね？

- 事務局係長 半澤壮都君 そうですね。水は浸からない様に。
- 議長 長山清市君 はい、分かりました。
- 角田真由美委員 こんなに夏暑いのに、隣に太陽光あって稲可哀そうだなと思って。
- 議長 長山清市君 どんどん伸びるね。はい、佐藤委員。
- 佐藤富男委員 今回この案件は、広島の方が譲り受けてのソーラーパネルという事で、隣がまだ田んぼだという事は、草刈りとかそういった管理の方は誰がするのですか？
- 議長 長山清市君 はい、事務局。
- 事務局係長 半澤壮都君 はい。管理の方も申請書頂いている際に、「草刈り等の管理をする。」という事を出して頂いておりますので、大丈夫かと思います。
- 議長 長山清市君 大丈夫？
- 事務局係長 半澤壮都君 はい。
- 議長 長山清市君 大丈夫だそうです。あと他にございませんか？（「なし。」の声あり。）
- はい。ない様ですので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号3について、賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい。全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございました。
- 次に進行番号4を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 阿部智也君 はい、進行番号4・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字耳取。こちら地目台帳及び現況が畑。面積が1,310㎡となります。理由と致しまして、賃貸人相手方要望により賃貸する。賃借人当該土地を借受け、隣地の山林を伐採する際の通路として使用する。一時転用です。権利設定又は移転の別と致しまして、2年間の賃借権設定。施設概要と致しましては、作業用通路400㎡。工事時期が令和6年11月10日から令和8年11月9日まで。農地区分が農振農用地となっております。備考と致しまして、工事時期を見て頂きますと分かりますが、申請前より着手しておりまして、顛末書の提出がございました。以上です。
- 議長 長山清市君 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。
- 長山 務委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。説明の通り顛末書が出ています。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は堤生活センターの裏側で山際ではありますが、特に問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題はないと思われますので、ご審議の方よろしくお願いします。
- 議長 長山清市君 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木 勉委員 すいません、これ伐採届は町の方に出ているのですか？
- 議長 長山清市君 はい、事務局。
- 事務局係長 半澤壮都君 はい。伐採届の方も出ておりまして、ちょっと前の話になってしまったので、伐採期間がちょっと足りない恐れがあるという事で、出し直しの方を農業土木係の方とやり取りしている様です。
- 鈴木 勉委員 伐採届が出た段階で指導出来なかったの？

○事務局係長 半澤壮都君 伐採がそもそも出ていませんでした。

○鈴木 勉委員 ああ、そういう事なのね。

○事務局係長 半澤壮都君 もう気づいたら砂利が敷いてあって、伐採も農地転用もどちらも無届で最初行われていた案件になります。

○事務局次長 佐藤義則君 途中で一回行っているのをストップかけさせて、今回の申請を出させた経緯があります。

○鈴木 勉委員 なるほど、分かりました。

○議長 長山清市君 何か後手に回ってしまった様ですけど、そういう様な説明でございます。相手はそういう仕事に対してプロだから、申請する時にそういった事に注意して見てもらえればいいんだな。私も歩いてみたら、色んな所でかなり大々的に角田の方もやっている様なので。はい、その他質疑のある方はございますか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ない様ですので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございます。

以上を持ちまして本日の案件は全て終了致しました。大変お疲れ様でございました。以上で審議の方を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○事務局長 高橋正志君 はい、会長ありがとうございました。それでは最後に閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 庄司貞良君 今日は全ての案件承認頂きました。ご苦労様です。会議終わります。（「ありがとうございました。」の声あり。）

午後4時20分 閉会

令和7年4月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



署名委員（1番委員）

大 宮 孝 則



署名委員（2番委員）

角 田 真 由 美



令和7年4月 第4回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）